

岩国市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和3年1月14日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 山 原 司

令和2年度第1回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

2 監査の対象

総合政策部（政策企画課、行政経営改革課、地域交通課、財政課、課税課、
収税課、基地政策課）

市民生活部（市民協働推進課（本庁管内出張所含む）、くらし安心安全課、
中山間地域振興課、スポーツ推進課（分室除く）、市民課）

3 監査の実施期間

令和2年9月2日から同年10月19日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和2年11月16日付けで、桑田勝弘委員が片山原司委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和2年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和2年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めたが、次のとおり改善を要する事項があ

った。

(1) 特定事項

ア 市民課

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 23 条（職務関係者による配慮等）によると、配偶者からの暴力（DV）被害者の安全の確保及び秘密の保持についての十分な配慮義務を職務関係者に求めている。市民課の説明によれば、年間延べ 80 件程度の DV 関連の住民票閲覧請求制限申請といった窓口相談に対応していて、1 回当たり 30 分超の対応時間を要しているとのことであるが、市民課窓口で対応を行っている状況であり、十分な配慮がなされているとは言い難い状況であった。